

令和3年度(2021年度)  
社会福祉法人 自己点検表

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 法人名     | 社会福祉法人桜木会            |
| 理事長名    | 門川 頼俊                |
| 担当者     | 職名： 理事長 門川 頼俊<br>氏名： |
| 資料作成年月日 | 令和 3年 8月 23日         |

※以下は、指導監査課職員が記入します。

|          |          |
|----------|----------|
| 指導監査年月日  | 令和 年 月 日 |
| 指導監査担当者名 |          |

| 項目                               | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果  |   |
|----------------------------------|---|--|---|---|
|                                  |   |  | 通   | 不適  |
| I 組織運営<br>1 定款                   | <p>1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。<br/>(定款の最終改正：H30年7月23日)</p> <p>2 定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。<br/>(1) 定款の変更が評議員会の特別決議を経ているか。<br/>(2) 定款の変更が熊本市長の認可を受けているか。<br/>(認可が不要な事項の変更は熊本市長への提出を行っているか。)</p> <p>3 定款が、法令に従い、公開・公表されているか。<br/>(1) 定款を事務所に備え置いているか。<br/>(2) 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。<br/>(3) 定款は直近のものを公表しているか。</p> | <p>法第31条第1項</p> <p>法第45条の36第1項、第45条の9第7項第3号</p> <p>法第45条の36第2項、第4項<br/>規則第4条</p> <p>法第34条の2第1項、第4項</p> <p>法第59条の2第1項第1号、規則第2条の5、第10条第1項</p> <p>規則第2条の5、第10条第1項</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> |
| 2 内部管理<br>体制                     | <p>1 特定社会福祉法人においては、内部管理体制が整備されているか。<br/>(1) 内部管理体制が理事会で決定されているか。<br/>(2) 内部管理体制に係る必要な規程類の策定が行われているか。</p>  | <p>法第45条の13第5項、令第13条の3、規則第2条の16<br/>※特定社会福祉法人とは、事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう。<br/>法人単位事業活動計算書の年間のサービスマーク活動の収益の額が30億円を超える又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人</p>                      | <p>いる</p> <p>いる</p>   | <p>いない</p> <p>いない</p>   |
| 3 評議員・評<br>議員会<br>(1) 評議員の<br>選任 | <p>1 適正な手続による選任<br/>(1) 定款の定めるところにより法人の適正な運営に必要な意見を有する者が選任されているか。<br/>(2) 就任承諾書、履歴書、誓約書等を徴しているか。</p>  | <p>法第39条</p> <p>法第38条</p>  | <p>いる</p> <p>いる</p>   | <p>いない</p> <p>いない</p>   |

| 項目 | 点検内容   | 根拠法令等   | 点検結果  |   |
|----|--|---|---|---|
|    |  |   | 適   | 不適  |
|    | <p>2 評議員となることができないう者又は適当でない者の選任の回避</p> <p>(1) 欠格事由に該当する者が選任されていないか。</p> <p>(2) 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。</p> <p>(3) 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係がある者が選任されていないか。</p> <p>(4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。</p> <p>(5) 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>(6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。</p> <p>(7) 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</p> | <p>法第40条第1項</p> <p>法第40条第2項</p> <p>法第40条第4項、第5項</p> <p>法第61条第1項<br/>審査基準第3-1-(1)</p> <p>審査基準第3-1-(3)</p> <p>審査基準第3-1-(4)</p> <p>審査基準第3-1-(6)</p> <p>法第40条第1項及び第44条第1項<br/>次に掲げる者は、評議員となることができない。<br/>(1) 法人<br/>(2) 精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者<br/>(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者<br/>(4) (3)に該当する者を除くほか禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> |

| 項目             | 点検内容   | 根拠法令等   | 点検結果      |            |
|----------------|--|---|-----------|------------|
|                |  |   | 適         | 不適         |
|                | <p>3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。<br/>評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。</p>  | <p>(5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員<br/>法第40条第3項</p>   | <p>いる</p> | <p>いない</p> |
| (2) 評議員会の招集・運営 | <p>1 評議員会の招集<br/>(1) 評議員会の招集通知を期限までに評議員に通知しているか。<br/>(2) 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。<br/>(3) 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の期間に招集されているか。<br/>毎年6月末までに定時評議員会が開催されているか。</p> | <p>法第45条の9第1項<br/>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第2条の12<br/>理事会の決議により定めなければならない事項<br/>(1) 評議員会の日時及び場所<br/>(2) 評議員会の目的である事項がある場合はその事項<br/>(3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> | <p>いる</p> | <p>いない</p> |
|                | <p>2 評議員会の決議<br/>(1) 決議は必要な数の評議員が出席し、必要数以上の賛成をもって行われているか。<br/>(2) 決議が必要な事項について決議が行われているか。</p>  | <p>法第45条の30、第45条の31、第59条第1項<br/>法第45条の9第6項<br/>通常の決議(特別決議以外の決議)は、議決に加わることができる評議員の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)が出席し、その過半数の賛成を必要とする。<br/>評議員会の決議は、定款に定める事項の他、次の事項については、評議員会の決議を要する。(法第45条の8第2項)</p>                   | <p>いる</p> | <p>いない</p> |
|                |  |   |           | <p>いる</p>  |

| 項目 | 点検内容   | 根拠法令等   | 点検結果  |                     |
|----|--|---|---|---------------------|
|    |  |   | 適   | 不適                  |
|    | <p>(3) 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。</p> <p>(4) 決議について特別の利害関係を有する評議員が決議に加わっていないか。</p> <p>(5) 評議員会の決議があったとみなされた場合や評議員会への報告があったとみなされた場合に、評議員全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があっているか。</p> | <p>(1) 理事、監事、会計監査人の選任及び解任<br/> (2) 理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)<br/> (3) 役員報酬等基準の承認<br/> (4) 計算書類の承認<br/> (5) 定款の変更<br/> (6) 解散の決議<br/> (7) 合併の承認<br/> (8) 社会福祉充実計画の承認</p> <p>特別決議は、議決に加わることができる者の3分の2(定款で3分の2を上回る割合を定めた場合はその割合)以上の賛成を必要とする。<br/> 特別決議が必要な議案 法第45条の9第7項</p> <p>(1) 理事の解任<br/> (2) 役員等の損害賠償責任の一部免除<br/> (3) 定款変更<br/> (4) 法人の解散<br/> (5) 法人の合併契約の承認</p> <p>法第45条の9第8項</p> <p>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条<br/> 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いない</p> <p>いる</p> <p>いない</p> | <p>不適</p> <p>不適</p> |
| 3  | <p>評議員会の議事録</p> <p>(1) 厚生労働省令に定めるところにより議事録を作成しているか。</p>  | <p>法第45条の11第1項～第3項<br/> 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項<br/> 規則第2条の15</p>  | <p>いる</p>   | <p>いない</p>          |

| 項目 | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果   |   |
|----|---|--|--|---|
|    |   |  | 適  | 不適  |
|    | <p>(2) 議事録を法定の期間、事務所に備え置いているか。主たる事務所に10年間備え置く。従たる事務所に5年間備え置く。</p> <p>(3) 評議員会の決議があったとみなされた場合に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所<br/>所に法定の期間備え置いているか。</p>                     | <p>法第45条の11第2項、第3項</p> <p>評議員会を省略した場合の議事録の記載事項<br/>規則第2条の15第4項第1号</p> <p>(1) 議決を省略した事項の内容<br/>(2) 議決を省略した事項の提案をした者の氏名<br/>(3) 決議があったものとみなした日<br/>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>   | <p>適</p> <p>いる</p> <p>いる</p>                     | <p>不適</p> <p>いない</p> <p>いない</p>                       |
|    | <p>4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。</p> <p>(1) 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。</p> <p>(2) 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか。</p> <p>(3) 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。</p> | <p>法第45条の19、第45条の28、第45条の30、第45条の31、規則第2条の39、第2条の40</p> <p>決算に際しては、毎会計年度終了後3月以内に、計算書類、附属明細書及び財産目録(以下「計算関係書類等」という。)を作成し、所轄庁に提出しなければならない。<br/>法第59条</p> <p>計算関係書類等を所轄庁に提出するに当っては、理事会の承認を受け、計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならぬ。ただし、(1)から(3)のいずれにも該当する会計監査人設置法人は、定時評議員会においてその内容を報告すれば足りる。</p> <p>(1) 計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること。<br/>(2) 会計監査報告に鑒する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。</p> | <p>適</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>不適</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> |

| 項目        | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果                           |                                 |
|-----------|---|---|--------------------------------|---------------------------------|
|           |   |   | 適                              | 不適                              |
|           | <p>(4) 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。</p> <p>(5) 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。</p>  | <p>(3) 計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと。<br/>法第45条の31、規則第2条の40</p> <p>計算書類等について理事会の承認を受けるに当たっては、監事の監査を受けなければならない。会計監査人を置く場合は、会計監査人の監査も受けなければならない。</p> | <p>いる</p> <p>いる</p>            | <p>いない</p> <p>いない</p>           |
| 4理事       |   | 法第44条第3項  |                                |                                 |
| (1)定数     | <p>1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数が選任されているか。</p> <p>(1) 定款に定める員数が選任されているか。<br/>(6人以上)</p> <p>(2) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</p> <p>(3) 欠員が生じていないか。</p>                                | <p>法第45条の7</p>  | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いない</p> | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いる</p> |
| (2)選任及び解任 | <p>1 理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか。</p> <p>(1) 評議員会の決議により選任又は解任されているか。</p> <p>(2) 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。<br/>解任事由<br/>ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。<br/>イ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> | <p>法第43条第1項、第45条の4</p>  | <p>いる</p> <p>いる</p>            | <p>いない</p> <p>いない</p>           |

| 項目      | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果                      |                              |                           |       |    |       |    |   |   |   |   |
|---------|---|--|---------------------------|------------------------------|---------------------------|-------|----|-------|----|---|---|---|---|
|         |   |  | 適                         | 不適                           |                           |       |    |       |    |   |   |   |   |
| (3) 適格性 | <p>1 理事となることができない者又は適切でない者の選任の回避<br/> (1) 欠格事由に該当する者が選任されていないか。<br/> (2) 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>理事総数</th> <th>親族等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6~8人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>9~11人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>12人以上</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1までとなっているか。<br/> (4) 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。<br/> (5) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。<br/> (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていないか。</p> | 理事総数   | 親族等                       | 6~8人                         | 1人                        | 9~11人 | 2人 | 12人以上 | 3人 | <p>法第44条第1項により準用される法第40条第1項<br/> 欠格事由は評議員と同じ<br/> 法第44条第6項<br/> 各理事と特殊の関係にある者の範囲<br/> (1) 配偶者<br/> (2) 三親等以内の親族<br/> (3) 厚生労働省令で定める者(規則第2条の10)<br/> 法第109条第5項<br/> 審査基準第3-1-(1)<br/> (参考)法第61条第1項<br/> 審査基準第3-1-(3)<br/> 審査基準第3-1-(4)<br/> 審査基準第3-1-(6)</p> | <p>いない<br/> いない<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる</p> | <p>いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる</p> | <p>不適<br/> 不適<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる<br/> いる</p> |
|         | 理事総数  | 親族等  |                           |                              |                           |       |    |       |    |   |   |   |   |
| 6~8人    | 1人  |  |                           |                              |                           |       |    |       |    |   |   |   |   |
| 9~11人   | 2人  |  |                           |                              |                           |       |    |       |    |   |   |   |   |
| 12人以上   | 3人  |  |                           |                              |                           |       |    |       |    |   |   |   |   |
| 2       | <p>理事として含まれていなければならない者の選任<br/> (1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。<br/> (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。<br/> (3) 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。</p>  | <p>法第44条第4項第1号<br/> 法第44条第4項第2号<br/> 法第44条第4項第3号</p> | <p>いる<br/> いる<br/> いる</p> | <p>いない<br/> いない<br/> いない</p> | <p>いる<br/> いる<br/> いる</p> |       |    |       |    |   |   |   |   |



| 項目             | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果   |  |
|----------------|---|---|--|--|
|                |   |   | 適  | 不適   |
| (4) 理事長        | <p>1 理事長及び業務執行理事の選定</p> <p>(1) 理事会の決議で理事長を選定しているか。</p> <p>(2) 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。</p>   | <p>法第45条の13第3項<br/>理事長は法人の代表権を有するとともに、法人の業務を執行する権限を有する(法第45条の17第1項、法第45条の16第2項第1号)。<br/>法第45条の16第2項第2号</p>  | <p>○ いる</p> <p>— いる</p>                          | <p>いない</p> <p>— いない</p>                    |
| 5 監事<br>(1) 定数 | <p>1 法に規定された員数の定款への規定等</p> <p>(1) 定款に定める員数が選任されているか。<br/>(2人以上)</p> <p>(2) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</p> <p>(3) 欠員が生じていないか。</p>   | <p>法第44条第3項</p> <p>法第45条の7</p>  | <p>○ いる</p> <p>○ いる</p> <p>○ いない</p>             | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いる</p>            |
| (2) 選任及び解任     | <p>1 選任又は解任</p> <p>(1) 評議員会の決議により選任されているか。</p> <p>(2) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>(3) 監事の解任は評議員会の特別決議によるか。</p> <p>2 監事となることができないう者の選任の回避</p> <p>(1) 欠格事由に該当する者が選任されていないか。</p> | <p>法第43条第1項</p> <p>法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項</p> <p>法第45条の4第1項、法第45条の9第7項第1号<br/>※評議員会の特別決議については、3の(2)の2参照</p> <p>法第44条第1項により準用される法第40条第1項<br/>欠格事由は評議員と同じ</p> | <p>○ いる</p> <p>○ いる</p> <p>○ いる</p> <p>○ いない</p> | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いる</p> |

| 項目       | 点検内容   | 根拠法令等  | 点検結果   |  |   |
|----------|--|--|--|--|---|
|          |  |  | 適  | 不適   |   |
| (3)職務・義務 | <p>(2) 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。</p> <p>(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。</p> <p>(4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政の職員が役員の総数の5分1までとなっているか。</p> <p>(5) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>(6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事として参加していないか。</p> <p>(7) 暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていないか。</p> | <p>法第44条第2項</p> <p>法第44条第7項<br/>各役員と特殊の関係にある者の範囲<br/>①配偶者<br/>②三親等以内の親族<br/>③厚生労働省令で定める者(規則第2条の11)<br/>審査基準第3-1-(1)<br/>(参考)法第61条第1項</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>                        | <p>不適</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> |
|          |  | <p>審査基準第3-1-(3)</p>  | <p>いる</p>  | <p>いる</p>  | <p>いない</p>  |
|          |  | <p>審査基準第3-1-(4)</p>  | <p>いる</p>  | <p>いる</p>  | <p>いない</p>  |
|          |  | <p>審査基準第3-1-(6)</p>  | <p>いる</p>  | <p>いる</p>  | <p>いない</p>  |
|          |  | <p>3 法令に定める者が含まれているか。<br/>社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。</p>  | <p>法第44条第5項<br/>審査基準第3-4-(5)<br/>「財務管理について識見を有する者」としては、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい。</p> | <p>いる</p>  | <p>いない</p>  |
|          |  | <p>1 業務の執行<br/>(1) 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。</p>   | <p>法第45条の18第1項<br/>法第45条の28<br/>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで</p>         | <p>いる</p>  | <p>いない</p>  |

| 項目                | 点検内容   | 根拠法令等  | 点検結果     |            |
|-------------------|--|--|----------|------------|
|                   |  |  | 適        | 不適         |
| 6 理事会<br>(1) 審議状況 | (2) 理事会への出席義務を履行しているか。   | 規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで<br>監事は、毎会計年度の計算書類(貸借対照表、財産目録)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査する。               | いる       | いない        |
|                   | 1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。<br>(1) 権限を有する者が招集しているか。<br>(2) 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。<br>(理事会の日の1週間前までに通知を発しなければならぬ。)<br>(3) 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。 | 法第45条の14第1項<br>定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。<br>法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項<br>法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項 | いる<br>いる | いない<br>いない |
| 2 理事会の決議          | (1) 理事会の決議は、必要な数以上の理事が出席し、必要数以上の賛成により行われているか。  | 法第45条の14第4項<br>理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)が出席し、その過半数の賛成を必要とする。                      | いる       | いない        |
|                   | (2) 決議に特別の利害関係を有する理事が決議を行っていないか。   | 法第45条の14第5項<br>特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。   | いない      | いる         |

| 項目 | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果 |     |
|----|---|--|------|-----|
|    |   |  | 適    | 不適  |
|    | (3) 理事会の決議を要する事項について決議が行われているか。                                   | 次の事項については、理事会決議を要する。<br>(1) 評議員会の出席及び出席並びに議題・議案の決定<br>(2) 理事長及び業務執行理事の選定及び解任<br>(3) 重要な役割を担う職員を選任及び解任<br>(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止<br>(5) 内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ)<br>(6) 競争及び利益相反取引の承認<br>(7) 計算書類及び事業報告等の承認<br>(8) 役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。)<br>(9) 役員等に対する補償契約等の内容を決定する場合(法45条の22で適用する一般法人法118条の3)<br>(10) その他重要な業務執行の決定(理事長に委任されていない業務執行の決定)<br>法第31条第5項 | 適    | 不適  |
|    | (4) 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われているか。                                    |  | いる   | いない |
|    | (5) 書面による議決権の行使が行われていないか。   |  | いない  | いる  |
|    | 3 理事への権限の委任<br>(1) 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。                      | 法第45条の13第4項<br>理事に委任することができない事項(同項各号)<br>(1) 重要な財産の処分及び譲受け<br>(2) 多額の借財<br>(3) 重要な役割を担う職員を選任及び解任<br>(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止<br>(5) 内部管理体制の整備<br>(6) 役員等の損害賠償責任の一部免除  | いない  | いる  |
|    | (2) 理事に委任される範囲が明確になっているか。   |  | いる   | いない |
|    | 4 理事長等の職務の執行状況に係る理事会への報告<br>実際に開催された理事会において、必要な回数<br>以上報告がされているか。 | 法第45条の16第3項  | いる   | いない |

| 項目    | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果                          |                                  |
|-------|---|---|-------------------------------|----------------------------------|
|       |   |   | 適                             | 不適                               |
| (2)記録 | <p>1 議事録の作成及び保存</p> <p>(1) 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。</p> <p>(2) 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印がされているか。</p> <p>(3) 議事録が書面で作成されているとき、出席した理事(定款で出席した理事長とする旨の定めがある場合は理事長)及び監事は、署名又は記名押印しているか。</p> | <p>法第45条の14第6項<br/>議事録の記載事項(規則第2条の17第3項)</p> <p>(1) 開催された日時及び場所<br/>(2) 理事會が次に掲げるいづれかに該当するときは、その旨</p> <p>ア 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の14第2項)</p> <p>イ 招集権者以外の理事が招集したもの(法第45条の14第3項)</p> <p>ウ 監事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項)</p> <p>エ 監事が招集したもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項)</p> <p>(3) 理事會の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(4) 決議を要する事項について特別の利害關係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>(5) 次に掲げる規定により理事會において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>ア 誠業又は利益相反取引を行った理事による報告(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項)</p> <p>イ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をすることを認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるとき</p> <p>ウ 報告(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条)</p> <p>エ 理事會において、監事が必要があると認められたり、監事の意見(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項)</p> <p>(6) 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の理事長以外の出席した理事の氏名</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> |

| 項目         | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果  |   |
|------------|---|--|---|---|
|            |   |  | 適   | 不適  |
| (3)債権債務の状況 | <p>(4)議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。</p> <p>(5)議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。</p> <p>借入れは適正に行われているか。<br/>借入れ(多額の借財に限る。)は、理事会の決議を受けて行われているか。</p>   | <p>(7)理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称<br/>(8)議長の氏名(議長が存する場合)<br/>法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条<br/>理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、次の事項を議事録に記載する。(規則第2条の17第4項第1号)<br/>(1)理事会の決議があったものとみなされた事項の内容<br/>(2)(1)の事項の提案をした理事の氏名<br/>(3)理事会の決議があったとみなされた日<br/>(4)議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名<br/>法第45条の15第1項<br/>主たる事務所に理事会の日から10年間備え置く。<br/>法第45条の13第4項第2号</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p>                               | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p>                                  |
| 7 会計監査人    | <p>1 会計監査人の設置</p> <p>(1)特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。</p> <p>(2)会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。</p> <p>(3)会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。</p> <p>2 選任</p> <p>(1)評議員会の決議により適切に選任等がされているか。</p> <p>(2)理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われているか。</p> | <p>法第36条第2項</p> <p>法第37条</p> <p>令第13条の3<br/>(参考)法第45条の第3項</p> <p>法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第73条第1項</p>  | <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> |

| 項目                                 | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果                |                               |
|------------------------------------|---|---|---------------------|-------------------------------|
|                                    |   |   | 適                   | 不適                            |
|                                    | <p>(3) 候補者の選任に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認しているか。</p> <p>(4) 会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ているか。</p>   |   | <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>不適</p> <p>いる</p> <p>いる</p> |
| 3                                  | <p>会計監査</p> <p>(1) 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。</p> <p>ア 必要な記載事項が記載されているか。</p> <p>イ 期限までに特定理事及び特定監事に報告の内容を通知しているか。</p> <p>(2) 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。</p> | <p>法第45条の19第1項、第2項</p> <p>監査対象は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書、これらに対応する附属明細書及び財産目録</p> <p>記載事項(規則第2条の30)</p> <p>(1) 会計監査人の監査方法及びその内容</p> <p>(2) 監査意見</p> <p>ア 無限定適正意見、イ 除外事項を付した限定付適正意見、ウ 不適正意見、エ 意見不表明</p> <p>(3) 追記情報</p> <p>(4) 会計監査報告を作成した日</p> <p>規則第2条の32第1項</p> | <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>いる</p> <p>いる</p>           |
| 8<br>評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬<br>(1) 報酬 | <p>1 評議員の報酬等の額</p> <p>評議員の報酬等の額が定款で定められているか。</p> <p>無報酬とする場合も、その旨定款で定めているか。</p>   | <p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条</p> <p>(1) 報酬等の額について、次の方法で定める。<br/>ア 評議員: 定款で定める。<br/>イ 役員: 定款で定める、又は評議員会の決議により定める。<br/>(2) 評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、公表する。</p>  | <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>いる</p> <p>いる</p>           |

| 項目          | 点検内容   | 根拠法令等  | 点検結果                |                       |
|-------------|--|--|---------------------|-----------------------|
|             |  |  | 適                   | 不適                    |
|             |  | (3) 評議員、理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表する。   |                     |                       |
| 2           | <p>理事の報酬等の額<br/>           理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。<br/>           無報酬とする場合も、その旨定款又は評議員会の決議が必要</p>  | <p>法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条</p>  | <p>いる</p>           | <p>いない</p>            |
| 3           | <p>3 監事の報酬等の額<br/>           (1) 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定められているか。<br/>           (2) 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。具体的配分は、監事の全員一致による決定が必要</p> | <p>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項</p>  | <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>いない</p> <p>いない</p> |
| 4           | <p>4 会計監査人の報酬等<br/>           会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。</p>  | <p>法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条</p>   | <p>いる</p>           | <p>いない</p>            |
| (2) 報酬等支給基準 | <p>役員及び評議員に対する報酬等の支給基準の制定及び公表<br/>           (1) 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。</p>   | <p>法第45条の35第1項、第2項<br/>           理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準を定めなければならない。<br/>           支給基準の内容については、次の事項を定める。<br/>           (施行規則第2条の42)</p> | <p>いる</p>           | <p>いない</p>            |



| 項目            | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果                   |                |
|---------------|---|--|------------------------|----------------|
|               |   |  | 通                      | 不適             |
|               | (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を公表しているか。<br>報酬等の支給基準がインターネットの利用による公表がなされているか。  | (1) 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分<br>(2) 報酬等の金額の算定方法<br>(3) 支給の方法<br>(4) 支給の形態<br>法第59条の2第1項第2号、規則第10条  | ○<br>いる                | いない            |
| (3) 報酬の支給     | 役員及び評議員の報酬等の支給<br>(1) 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。<br>(2) 役員等の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 | 法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、法第45条の35第1項、第2項<br>規則第2条の42                                   | ○<br>いる<br><br>○<br>いる | いない<br><br>いない |
| (4) 報酬等の総額の公表 | 役員及び評議員等の報酬の公表<br>理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。  | 法第59条の2第1項第3号<br>規則第2条の41、第10条<br><br>公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされているが、規則第9条第3項に定める「社会福祉法人の財務諸表等電磁開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合は、法人が公表したものとみなす。 | ○<br>いる                | いない            |

| 項目       | 点検内容   | 根拠法令等  | 点検結果 |     |
|----------|--|--|------|-----|
|          |  |  | 適    | 不適  |
| II 事業一般  | 1 事業の実施<br>(1) 定款に定められている事業が実施されているか。<br><br>(2) 定款に定めていない事業が実施されていないか。  | 法第31条第1項<br>定款には法人が行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表される。(法第59条の2第1項第1号) | いる   | いない |
|          | 2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。<br>社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。  | 法第24条第2項   | いる   | いない |
| 2 社会福祉事業 | 1 社会福祉事業の適正な実施<br>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。<br>「主たる地位を占める」とは、原則的には事業規模が法人の全事業のうち、50%を超えていることをいう。<br>(2) 社会福祉事業で得た収入を、法令又は通知で認められていない用途に充てていないか。 | 法第22条、第26条第1項<br>審査基準第1の1の(1)  | いる   | いない |
|          | 2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。<br>社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。   | 法第25条、<br>審査基準第2の1、2の(1)<br>審査要領第2の(3)、(4)、(6)、(7)   | いる   | いない |
|          |  |  | いる   | いない |

| 項目     | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果  |   |
|--------|---|--|---|---|
|        |   |  | 適   | 不適  |
| 3 公益事業 | <p>公益事業の適正な実施</p> <p>(1) 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。</p> <p>(2) 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。</p> <p>(3) 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。</p>  | <p>法第26条第1項<br/>公益事業の例(審査基準第1の2の(2)、審査要領第1の2)</p>  | <p>ある</p> <p>ない</p> <p>ある</p> <p>ない</p>   | <p>不適</p> <p>適</p>  |
| 4 収益事業 | <p>1 収益事業の適正な実施</p> <p>(1) 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。</p> <p>(2) 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。</p> <p>2 法令への適合性</p> <p>(1) 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。</p> <p>(2) 法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものでないか。</p> <p>(3) 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。</p> | <p>法第26条第1項<br/>法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業の経営に充ててことを目的とする収益事業を行うことができる。</p> <p>審査基準第1の3の(2)、(5)<br/>審査要領第1の3の(2)、(3)<br/>次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるもので、法人は行うことができない。(2)<br/>ア 風俗営業及び風俗関連営業<br/>イ 高利な融資事業<br/>ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> | <p>ある</p> <p>ない</p> <p>ある</p> <p>ない</p> <p>ある</p> <p>ない</p> <p>ある</p> <p>ない</p> <p>ある</p> <p>ない</p> | <p>不適</p> <p>適</p> <p>不適</p> <p>適</p> <p>不適</p> <p>適</p> <p>不適</p> <p>適</p> |

| 項目                 | 点検内容   | 根拠法令等  | 点検結果                                 |                                 |
|--------------------|--|--|--------------------------------------|---------------------------------|
|                    |  |  | 適                                    | 不適                              |
| Ⅲ 管理<br>1 人事管理     | <p>1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。<br/> (1) 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。<br/> (2) 職員の任免は適正な手続きにより行われているか。</p>   | 法第45条の13第4項第3号   | <p>○ いる</p> <p>○ いる</p>              | <p>いない</p> <p>いない</p>           |
| 2 資産管理<br>(1) 基本財産 | <p>1 基本財産の管理運用が適切になされているか。<br/> (1) 法人の所有する社会福祉事業の用に提供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。<br/> また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。<br/> (2) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。<br/> (3) 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。</p> | <p>法第25条<br/> 審査基準第2の1の(1)</p> <p>審査基準第2の2の(1)のア、イ</p> <p>審査基準第2の3の(1)</p> | <p>○ いる</p> <p>○ いない</p> <p>○ いる</p> | <p>いない</p> <p>いる</p> <p>いない</p> |
| (2) 基本財産<br>以外の財産  | <p>基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。<br/> (1) 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用に当たって、安全、確実な方法で行われているか。<br/> (2) その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。</p>   | <p>審査基準第2の3の(2)</p> <p>審査基準第2の2の(2)のイ</p>                                  | <p>○ いる</p> <p>○ いない</p>             | <p>いない</p> <p>いる</p>            |

| 項目                  | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果 |     |
|---------------------|---|---|------|-----|
|                     |   |   | 適    | 不適  |
| (3) 株式保有            | <p>株式の保有は適切になされているか。</p> <p>(1) 株式の保有が法令上認められるものであるか。</p> <p>(2) 株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)に、熊本市に必要書類の提出をしているか。</p>  | <p>審査基準第2の3の(2)<br/>審査要領第2の(8)、(10)<br/>株式の保有が認められる場合であっても、営利企業<br/>の全株式の2分の1を超えて保有してはならない。<br/><br/>審査要領第2の(8)から(11)まで</p> | ある   | ない  |
| (4) 不動産の借用          | <p>不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。</p> <p>(1) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。</p> <p>(2) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。</p> | <p>審査基準第2の1の(1)、(2)の工、オ、キ</p>   | いる   | いない |
| 3 会計管理<br>(1) 会計の原則 | <p>会計省令、運用上の取扱い及び留意事項(以下「会計基準」という。)に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しているか。</p> <p>会計基準において、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌すること。</p>   | <p>会計省令第1条第1項</p>   | いる   | いない |

| 項目        | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果                 |                   |
|-----------|---|--|----------------------|-------------------|
|           |   |  | 適                    | 不適                |
| (2) 規程・体制 | 1 経理規程を制定しているか。<br>(1) 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。<br>(2) 経理規程が遵守されているか。  | 留意事項1の(4)  | ① いる<br>② いる         | いない<br>いない        |
|           | 2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。<br>(1) 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。<br>(2) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。 | 留意事項1の(1)、(2)<br>会計責任者、出納職員の設置(理事専任命)                    | ① いる<br>② いる         | いない<br>いない        |
| (3) 会計処理  | 1 事業区分等は適正に区分されているか。<br>(1) 事業区分は適正に区分されているか。<br>(2) 拠点区分は適正に区分されているか。<br>(3) 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。                             | 会計省令第10条第1項、運用上の取扱い2、留意事項4<br>会計省令第10条第2項、運用上の取扱い3、留意事項5 | ① いる<br>② いる<br>③ いる | いない<br>いない<br>いない |
|           | 2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。   | 会計省令第11条、第14条第2項、運用上の取扱い6、留意事項6、9、10                     | ① いる                 | いない               |
|           | 3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。<br>作成すべき計算書類が作成されているか。  | 会計省令第17条の2、留意事項7   | ① いる                 | いない               |

| 項目 | 点検内容  | 根拠法令等  | 点検結果   |  |
|----|---|--|--|--|
|    |   |  | 適  | 不適   |
|    | <p>(1) 資金収支計算書<br/>ア 計算書類は整合がとれているか。<br/>イ 様式が会計基準に則しているか。<br/>ウ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続きにより作成されているか。<br/>エ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続きを經ているか。</p> <p>(2) 事業活動計算書<br/>ア 計算書類は整合がとれているか。<br/>イ 様式が会計基準に則しているか。<br/>ウ 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。<br/>エ 寄附金について適正に計上されているか。</p> <p>(3) 貸借対照表<br/>ア 計算書類は整合がとれているか。<br/>イ 様式が会計基準に則しているか。<br/>ウ 資産は実在しているか。<br/>エ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。<br/>オ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。</p> | <p>会計省令第13条、運用上の取扱い5、留意事項2の(1)<br/>会計省令第1号第1様式から第3様式まで<br/>留意事項2の(1)、(2)<br/>留意事項2の(2)<br/>会計省令第1条第2項<br/>会計省令第2号第1様式から第4様式まで<br/>会計省令第1条第2項、第2条第1項第4号、運用上の取扱い1<br/>留意事項9(2)<br/>会計省令第33条<br/>会計省令第3号第1様式から第4様式まで<br/>会計省令第2条第1項第1号<br/>会計省令第4条第1項、運用上の取扱い14<br/>会計省令第4条第2項、運用上の取扱い16、留意事項17</p> | <p>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる<br/>いる</p> | <p>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない<br/>いない</p> |

| 項目 | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果  |   |
|----|---|---|---|---|
|    |   |   | 適   | 不適  |
|    | <p>カ 資産について時価評価を適正に行っているか。</p> <p>キ 有価証券の価額について適正に評価しているか。</p> <p>ク 棚卸資産について適正に評価しているか。</p> <p>ケ 負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。</p> <p>コ 引当金は適正に計上されているか。</p> <p>サ 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。</p> <p>シ 賞与引当金を適正に計上しているか。</p> <p>ス 退職給付引当金を適正に計上しているか。</p> <p>セ 上記のほか、引当金の計上は適切であるか。</p> <p>ソ 純資産は適正に計上されているか。</p> <p>タ 基本金について適正に計上されているか。</p> <p>チ 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。</p> <p>積立は、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、同額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上する。</p> | <p>会計省令第4条第3項、運用上の取扱い17、留意事項22</p> <p>会計省令第4条第5項、運用上の取扱い15</p> <p>会計省令第4条第6項</p> <p>会計省令第5条第1項</p> <p>会計省令第5条第2項、運用上の取扱い18</p> <p>会計省令第4条第4項、運用上の取扱い18の(2)、留意事項18の(1)</p> <p>会計省令第5条第2項第1号、運用上の取扱い18の(2)、(3)、留意事項18の(2)</p> <p>会計省令第5条第2項第2号、運用上の取扱い18の(4)、留意事項18の(3)</p> <p>会計省令第5条第2項、運用上の取扱い18の(1)、(4)</p> <p>会計省令第26条第2項</p> <p>会計省令第6条第1項、運用上の取扱い11、12、留意事項14</p> <p>会計省令第6条第2項、運用上の取扱い9、10、留意事項15</p> <p>施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等の額を計上するもの</p> <p>次のものも国庫補助金等に含まれる。</p> <p>(1) 自営専業競技法第24条第6号などに基づいた民間公益補助事業による助成金等</p> <p>(2) 施設整備及び設備整備の目的で共同募金から受ける(受配者指定寄附金以外)配分金</p> | <p>適</p> <p>○いる</p> <p>いる</p> <p>○いる</p> <p>○いる</p> <p>○いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>○いる</p> <p>○いる</p> <p>○いる</p> <p>○いる</p> <p>○いる</p> | <p>不適</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>ない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> |



| 項目         | 点検内容   | 根拠法令等  | 点検結果                                   |  |
|------------|--|--|--|--|
|            |  |  | 適                                      | 不適   |
| (4) 会計帳簿   | <p>ツその他の積立金について適正に計上されているか。</p> <p>会計帳簿は適正に整備されているか。<br/> (1) 各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。<br/> (2) 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。</p> | <p>(3) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの<br/> 会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19、留意事項19</p> <p>法第45条の24<br/> 会計省令第2条第1項第2号、第3条、第7条の2、留意事項2の(3)、27</p> <p>社会福祉法人は、会計省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。また、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。<br/> 法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類における各勘定科目の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。<br/> 固定資産台帳を作成し、基本財産及びその他の固定資産に関する個々の資産の管理を行わなければならない。</p> | <p>適</p> <p>いる</p> <p>いる</p> <p>いる</p> | <p>不適</p> <p>いない</p> <p>いない</p> <p>いない</p> |
| (5) 附属明細書等 | <p>1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。<br/> (1) 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。<br/> (2) 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。</p>                               | <p>会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2、留意事項25の(2)、25</p>  | <p>いる</p> <p>いる</p>                    | <p>いない</p> <p>いない</p>                      |

| 項目                         | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果 |     |
|----------------------------|---|---|------|-----|
|                            |   |   | 適    | 不適  |
| 2                          | 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。<br>(1) 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。<br>(2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 | 会計省令第30条、運用上の取扱い25、別紙3(①)から別紙3(④)まで   | いる   | いない |
|                            |   |   | いる   | いない |
| 3                          | 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。<br>(1) 財産目録の様式が通知に則しているか。<br>(2) 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。      | 会計省令第31条から第34条まで、運用上の取扱い25、別紙4  | いる   | いない |
|                            |   |   | いる   | いない |
| 4<br>その他<br>(1) 特別の利益供与の禁止 | 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。<br>評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。              | 法第27条、令13条の2、規則第1条の3<br>法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の関係者に対して特別の利益を与えてはならない。 | いる   | いない |

| 項目           | 点検内容  | 根拠法令等   | 点検結果      |            |
|--------------|---|---|-----------|------------|
|              |   |   | 適         | 不適         |
|              | <p>「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。</p> <p>(例)</p> <p>(1) 不当に高い価格での物品等の購入や賃貸</p> <p>(2) 法人財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸</p> <p>(3) 役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給</p> |   |           |            |
| (2) 社会福祉充実計画 | <p>社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。</p> <p>社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。</p>  | <p>法第55条の2第11項</p> <p>法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取(地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。)及び理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要がある。</p>   | <p>いる</p> | <p>いない</p> |
| (3) 情報の公表    | <p>法令に定める情報の公表を行っているか。</p> <p>法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。</p>   | <p>法第59条の2、規則第10条</p> <p>法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならない。</p> <p>(1) 定款の内容</p> <p>(2) 役員等報酬基準</p> <p>(3) 法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容</p> <p>(計算書類、役員等名簿、現況報告書)</p> <p>公表については、原則として、法人のホームページへの掲載によるが、計算書類及び現況報告書については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」による届出を行い、内容が公表された場合には、公表が行われたものとみなされる。</p> | <p>いる</p> | <p>いない</p> |

| 項目      | 点検内容   | 根拠法令等                   | 点検結果 |     |
|---------|--|-------------------------|------|-----|
|         |  |                         | 適    | 不適  |
| (4) その他 | 1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。<br>福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。                         | 法第78条第1項                | いる   | いない |
|         | 2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。  | 法第82条                   | いる   | いない |
|         | 3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。<br>(1) 登記事項(資産の総額を除く。)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。<br>(2) 資産の総額については、会計年度終了後3月以内に變更登記をしているか。  | 法第29条、組合等登記令第3条         | いる   | いない |
|         | 4 契約等が適正に行われているか。<br>(1) 法人印及び代表者印の管理が十分に行われているか。<br>(2) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。<br>(3) 随意契約を行っている場合は、一般的な基準に照らし合わせて適当であるか。 | 入札通知<br>徹底通知5の(2)ウ、(6)エ | いる   | いない |
|         |  |                         | いる   | いない |
|         |  |                         | ある   | ない  |